

食品ロス削減とフードバンク活動について

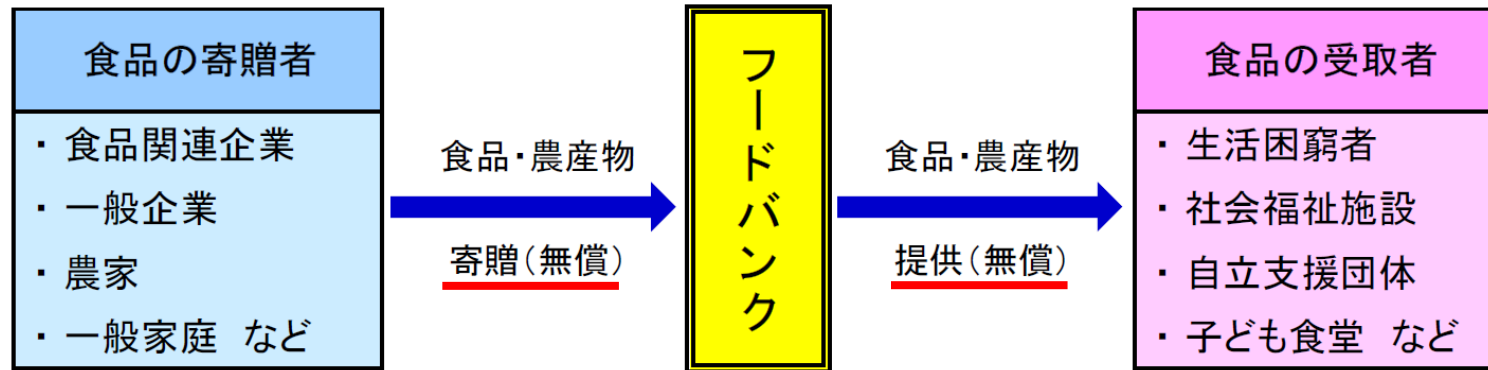
福岡県リサイクル総合研究事業化センターでは
フードバンク活動の普及促進に取り組んでいます！



福岡県リサイクル総合研究事業化センター（略称：リ総研）

「フードバンク」とは？

フードバンクは、印字ミスや販売期限切れなどの理由で、通常の販売が困難になった食品(=「食品ロス」)を食品関連企業等から寄贈を受け、生活困窮者、社会福祉施設や子ども食堂などに無償提供する活動。
全国で約80のフードバンク団体が活動。



【福岡県内で活動しているフードバンク団体】

団 体 名	事 務 所	活動開始
NPO法人フードバンク北九州ライフアゲイン	北九州市八幡東区中央2-14-17	2013年3月
NPO法人フードバンク福岡	福岡市南区鶴田4-48-4	2016年4月
ふくおか筑紫フードバンク	大野城市東大利2-5-20	2016年7月
フードバンクくるめ	久留米市城島町城島689-2	2017年4月

フードバンクで扱う食品・扱えない食品

<2>

加工食品の場合、賞味期限が1ヶ月以上のものをお受けしています。
フードバンクでは、食べ物を右から左へ横流しするのではなく、“マッチング”といって、必要なものを必要な数だけ必要なところへお渡しします。
そのマッチングのための時間や、賞味期限内に確実に、きちんと使っていただくためです。（生鮮食品はこの限りではない）



【フードバンクによる食品受入れの現状】

- ① 原則として賞味期限が1ヶ月以上の常温食品（冷凍食品は制限あり）
- ② 冷蔵食品、弁当・惣菜、製造工程中の半製品は受入れ困難
- ③ 受入れ可能な常温食品でも受入れ数量を制限する場合あり

寄付を受けられる食品

- ・缶詰など 加工食品
- ・野菜・果物など生鮮食品
- ・（賞味期限の近い）防災備蓄品
- ・米、パンなど穀物
- ・冷凍食品など

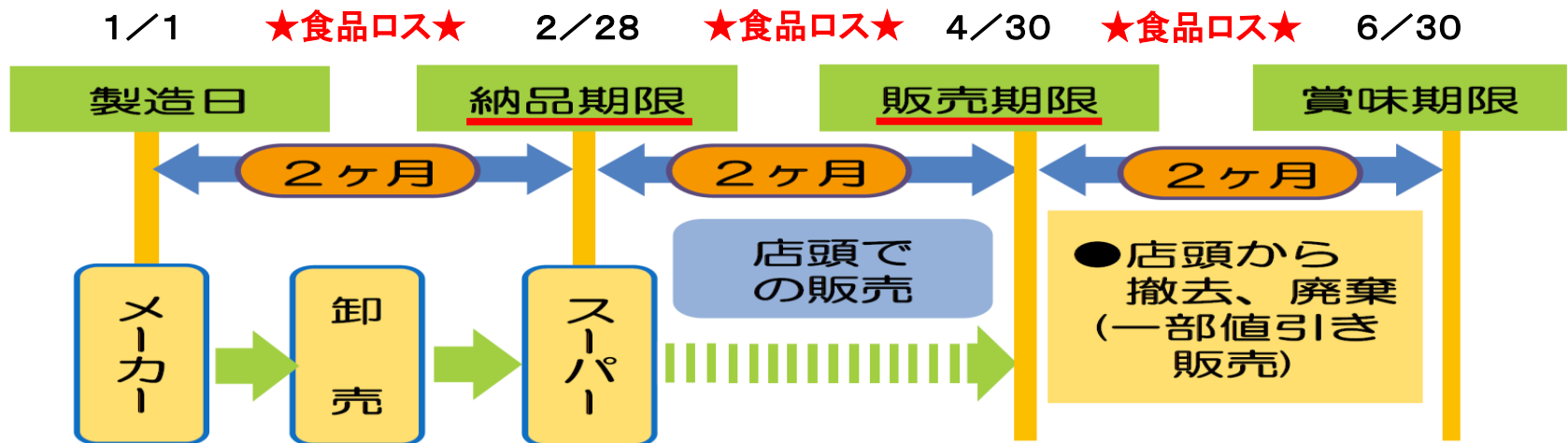
寄付を受けられない食品

- ・お弁当（販売期限と消費期限の感覚が短すぎて配送できない）
- ・サンドウィッチ（お弁当と同様）
- ・食べ残しの食品（衛生上の問題）
- ・賞味期限が切れた食品、賞味期限の記載のない食品（安全上の問題）・・・など

食品ロスの種類とフードバンクの活用

発生場所	発生原因	分類	フードバンク	
			適応度	取扱量
家庭	食べ残し・調理の際に捨てている可食部 冷蔵庫などに入れたまま期限を超えた食品	一般廃棄物 (家庭系)	△	+
飲食店	お客さんが食べ残した料理 お客さんに提供できなかった仕込済みの食材	一般廃棄物 (事業系)	×	—
小売業	<u>販売期限</u> を超えた食品 新商品や規格変更により店頭から撤去した食品		○	++
卸売業	<u>納品期限</u> を超えた食品 包装破損・返品		◎	+++
製造業	容器包装の印刷ミス 規格外品・製造過多	産業廃棄物	◎	++

<3分の1ルール(商慣習)による期限設定> (賞味期限:6ヶ月の場合)



○ フードバンク活動に対する課題

農林水産省
食料産業局

供給側（食品関連事業者）の意見

- ・ 食品廃棄物の不正転売を受け、フードバンクから横流や不適切な廃棄をされないか不安。（物品管理をしっかりやってもらわないと供給できない。）
- ・ 衛生管理の規定を設けていないフードバンクへの提供には不安を感じる。



福岡県リサイクル総合研究事業化センターによるフードバンク活動の推進事業

フードバンク側の意見

- ・ 組織の運営基盤が弱く、マンパワーが不足。
- ・ 認知度が低く、利用者・寄付者のマッチングが効率的に行われていない。
- ・ 生鮮食料品は品質劣化が早く、寄贈が不定期、かつ品目・量にも偏りがあり、寄附先のニーズとのマッチングが難しく、取り扱いにくい。
- ・ 肉・魚については、保冷車や冷蔵冷凍設備が必要で新たな投資が必要で、寄附先における保存状態の把握も必要でリスクが高い。

フードバンクに関する企業アンケートの結果

【回答数】191社 ※平成28年7月リ総研調査

設 問	回 答	%
【Q1】フードバンクについて(認知度)		
1 よく知っている	20	10.5%
2 ある程度知っている	88	46.1%
3 ほとんど知らない	47	24.6%
4 知らない	36	18.8%
回答なし	0	0.0%
【Q2】フードバンクについて(関心度)		
1 とても関心がある	31	16.2%
2 少し関心がある	100	52.4%
3 あまり関心はない	48	25.1%
4 関心はない	11	5.8%
回答なし	1	0.5%
【Q3】フードバンクへの食品提供について		
1 提供している(したことがある)	17	8.9%
2 提供したい食品がある	3	1.6%
3 将来的には提供したい	28	14.7%
4 現時点では判断することは困難	92	48.2%
5 提供することはできない	49	25.7%
回答なし	2	1.0%

半数以上の企業には認知されている

4割以上の企業はフードバンクを(ほとんど)知らない

約7割の企業はフードバンクに関心がある

約3割の企業はフードバンクに関心が低い

約2割以上の企業は食品提供に積極的

7割以上の企業は食品提供に消極的

【Q4】フードバンクに関する意見等～抜粋～

<フードバンクに積極的な意見>

- ① とても興味のある活動でこれから必要不可欠な活動だと思う。
- ② まだ食べられるのに様々な理由で処分される食品を食べ物に困っている人々に届けるフードバンク活動に賛同する。
- ③ 各地で子ども食堂が立ち上げられているので、その場に商品を届けたい。

<フードバンクに消極的な意見>

- ④ フードバンク活動は地域に貢献できる取組みとして魅力を感じる反面、品質要因のトラブルや転売等のリスクも気になる。寄贈食品の流れの明確化など信頼関係の構築がカギになると思う。
- ⑤ 提供商品が適切に使用されるという信頼性が重要であり、これがきちんと保証されれば、さらに提供しやすくなると思う。
- ⑥ フードバンクへ提供の際、現状以上のコストや手間がかかるのであれば対応できない。
提供ルールや手続きが煩雑な印象がある。
- ⑦ OEM方式の商品は取引先のブランドであり勝手に当社で処分できず、取引先の承諾が必要。
- ⑧ フードバンクに関することは東京本社の管理となっており、(福岡支店では)判断できない。

当センターによるフードバンク活動推進の取組み

① 食品寄贈企業の開拓

アンケートをもとに企業訪問し、食品寄贈企業を開拓

② フードバンク活動モデル事業

企業との合意書や衛生管理の課題を検証
(受託者：生活協同組合連会グリーンコープ連合)

③ フードバンク活動ガイドライン

フードバンク活動を運営する上で必要な食品管理や衛生管理の指針を策定

④ フードバンク活動実践事業

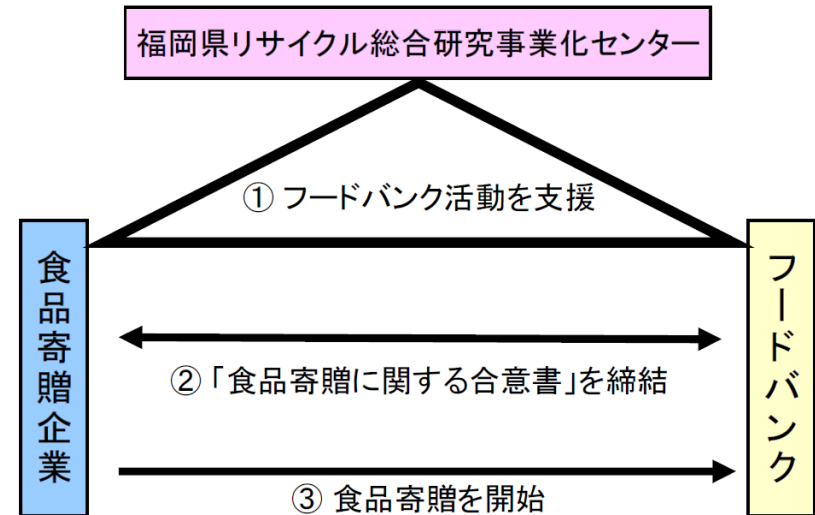
新しいフードバンク団体に対し、安定的・継続的な運営を支援
(受託者：ふくおか筑紫フードバンク)

⑤ フードバンクを活用した食品ロス削減推進プロジェクト

福岡県内全域で安定的・継続的に食品ロスを削減するためのフードバンクシステムを構築

⑥ その他

「フードバンク推進シンポジウム」や「支援企業との意見交換会」の開催



フードバンク支援企業の募集(ホームページ)

フードバンク活動の支援(企業の皆様へ)

● 企業のメリット

企業がフードバンクへ食品提供する場合、次のようなメリットが考えられます。

- ・食品廃棄物の削減
- ・廃棄コストの削減と環境負荷(CO₂)の削減
- ・従業員の士気の向上
- ・食品を大切にし、社会貢献する企業イメージの向上
- ・社会福祉に貢献する企業としてのCSR活動の向上

● 企業によるフードバンク活動の支援

フードバンクへの食品提供等をお考えの企業の皆様は、下記までお問い合わせ下さい！

- ・フードバンクへ食品を提供したい
- ・食品提供する場合の手順や留意点について知りたい
- ・フードバンク活動や食品ロス削減について知りたい
- ・事務所、倉庫、冷蔵・冷凍庫、運搬車、物流などの提供によりフードバンク活動を支援したい

【問合せ先】

公益財団法人 福岡県リサイクル総合研究事業化センター
プロジェクト推進班

〒808-0135 北九州市若松区ひびきの2番1号4階

TEL: 093-695-3069 FAX: 093-695-3066

E-mail: fb@recycle-ken.or.jp

福岡県リサイクル総合研究事業化センターでは
フードバンク活動の普及促進に取り組んでいます！



企業開拓による寄贈食品(例)と支援企業の紹介

生鮮トマト	冷凍食品(コロッケ・魚切身)	パン
		
冷凍ケーキ	食肉加工品(ミートボール・ハンバーグ)	乾燥スープ 即席みそ汁
		
漬物・ふりかけ	清涼飲料水	菓子・アイスクリーム
		

<福岡県リサイクル総合研究事業化センター ホームページ>

●フードバンク支援企業(五十音順に掲載)



<食品企業の現状と課題>

食 品 関 連 企 業

廃棄物の排出者

食品の寄贈者

- ・転売や第三者への譲渡
- ・食品管理や衛生管理
- ・回収や食品事故の対応

- ・廃棄コストの削減
- ・企業のCSR向上
- ・社会貢献、食料支援



フードバンク活動ガイドライン

【目 的】

フードバンク団体が適正なフードバンク活動をする上で、必要とされる食品管理・衛生管理及び食品寄贈者との合意書等についての指針を策定し、フードバンク団体に対する食品寄贈者の信頼性の向上を図る。

【対 象】

活動予定または活動初期のフードバンク団体

【内 容】

1. 食品寄贈に関する合意書（寄贈者⇄フードバンク団体）
2. 食品受取に関する合意書（フードバンク団体⇄受取者）
3. 受取者の食品利用に関する注意事項
4. 衛生管理マニュアル・衛生管理点検表
5. 食品トレーサビリティの導入と記録の保存

※ガイドラインは福岡県リサイクル総合研究事業化センターの
ホームページからダウンロード可能 <http://www.recycle-ken.or.jp/>

フードバンク活動ガイドライン



平成29年12月



公益財団法人 福岡県リサイクル総合研究事業化センター

1. 食品寄贈に関する合意書(寄贈者⇔フードバンク団体)

(甲:フードバンク団体、乙:食品寄贈者)

(1) 食品寄贈者とフードバンク団体による事前協議

甲と乙は、寄贈食品の種類、数量、保存方法、食品表示及び配送方法等について、事前協議を行い、乙は甲に対し寄贈食品を無償で提供する。また、必要に応じて乙は甲に「商品規格書(商品カルテ、仕様書)」を提供する。

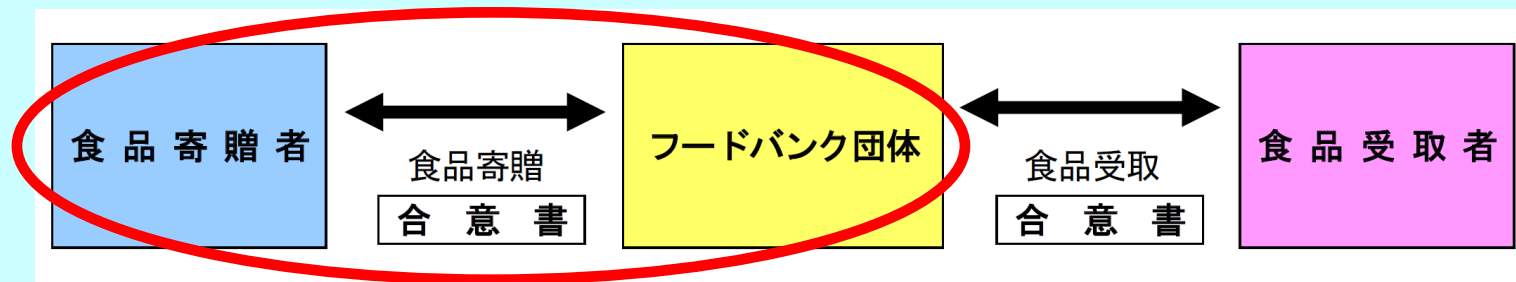
(2) 食品寄贈者の品質確保と責任範囲

寄贈食品は、食品衛生法その他関係法令に適合する品質であり、賞味期限内(消費期限内)である。

また、乙は、甲へ寄贈するまでは、原則として寄贈食品の品質を保証し、寄贈前の原因による寄贈食品の食品衛生上の問題については、原則として乙の責任とする。

(3) フードバンク団体の適正管理と責任範囲

甲は、寄贈食品の品質が保持されるよう適正に取り扱い、保存方法や賞味期限(消費期限)の遵守については、甲の責任において管理する。受取先への譲渡までの間の原因による寄贈食品の食品衛生上の問題については、原則として甲の責任とする。



1. 食品寄贈に関する合意書(寄贈者⇔フードバンク団体)

(甲:フードバンク団体、乙:食品寄贈者)

(4)フードバンク団体による寄贈食品の転売等禁止

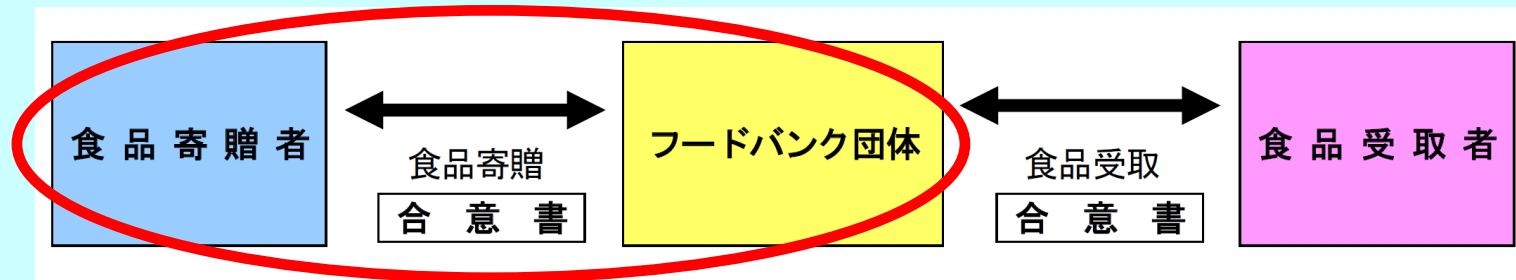
甲は、寄贈食品をフードバンク活動のみに使用し、転売せず、金銭その他の有価物と交換しない。
ただし、フードバンク活動に準ずる使用として、乙が合意した場合はこの限りではない。

(5)フードバンク団体による記録・開示・報告

甲は、寄贈食品の取り扱いや受取先への譲渡に関する情報を記録し、これを▲▲年間保存する。
また、甲は乙の求めに応じて、この記録を開示・報告する。

(6)事故発生時の対応

甲と乙は、寄贈食品について事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者は速やかに調査を行い、その調査結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後対応、再発防止策等について、別途誠実に協議する。



2. 食品受取に関する合意書(受取者⇔フードバンク団体)

(甲:フードバンク団体、乙:食品受取者)

(1) 食品受取者とフードバンク団体による事前協議

甲と乙は、食品の種類、数量、保存方法、食品表示、情報の取扱い及び配送方法等について、事前協議を行い、甲は乙に対し食品を無償で提供する。

(2) フードバンク団体の品質確保と責任範囲

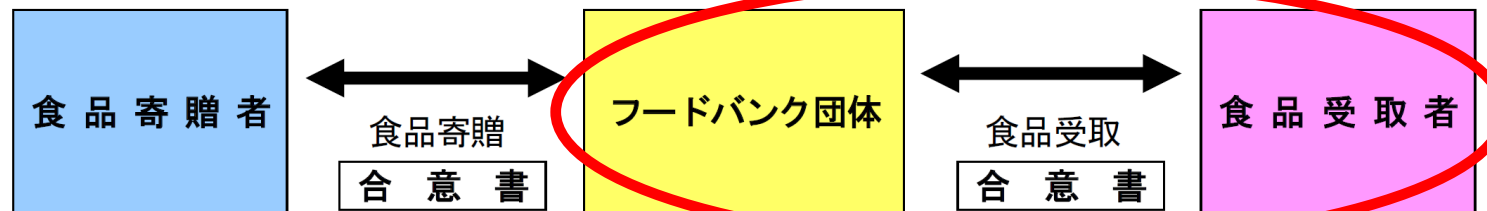
甲による提供食品は、食品衛生法その他関係法令に適合する品質であり、賞味期限内(消費期限内)である。また、甲は、乙へ提供するまでは、原則として提供食品の品質を保証し、提供前の原因による提供食品の食品衛生上の問題については、原則として甲又は食品寄贈者の責任とする。

(3) 食品受取者の適正管理と責任範囲

乙は、提供食品の品質が保持されるよう適正に取り扱い、保存方法や賞味期限(消費期限)の遵守については、乙の責任において管理する。
提供食品の受取後の原因による提供食品の食品衛生上の問題については、原則として乙の責任とする。

(4) 食品受取者による提供食品の転売等禁止

乙は、提供食品を甲と合意した目的のみに使用し、転売せず、金銭その他の有価物と交換しない。



2. 食品受取に関する合意書(受取者⇔フードバンク団体)

(甲:フードバンク団体、乙:食品受取者)

(5)食品受取者による記録・開示・報告

乙は、提供食品の取り扱いや利用に関する情報を記録し、これを▲▲年間保存する。
また、乙は甲の求めに応じて、この記録を開示・報告する。

(6)事故発生時の対応

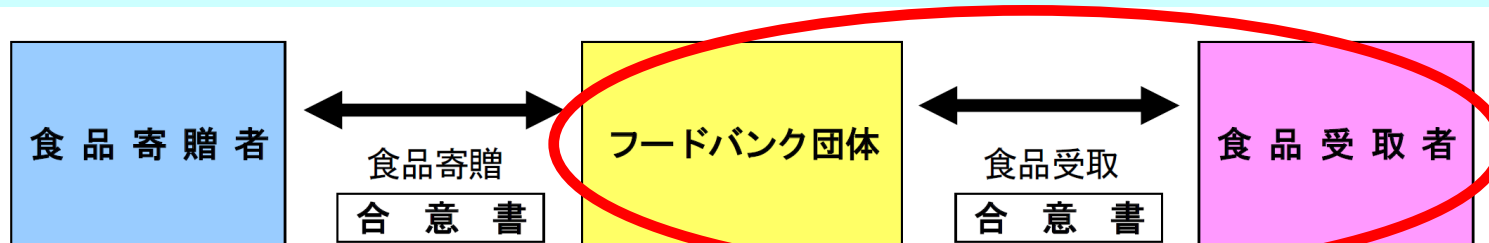
甲と乙は、提供食品について事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者は速やかに調査を行い、その調査結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後対応、再発防止策等について、別途誠実に協議する。

(7)提供食品の情報の取扱い

乙は、提供食品の名称、製造者名、販売者名等に関する情報の公開等の取扱いについては、甲の指示に従う。

(8)提供食品に関する問合せ

乙は、提供食品について問合せ等が生じた場合、甲に連絡するものとし、提供食品の製造者や販売者に直接問合せをしない。



3. 受取者の食品利用に関する注意事項

フードバンク団体 ⇒ 支援対象者（個人・施設）

フードバンクからの提供食品について（お願い）（例）

フードバンクが提供する食品は、フードバンク活動に賛同いただいている企業・団体・行政・個人から寄贈された食品です。

これらの食品には、正規流通食品のほかに非正規流通食品（ラベルの印字ミス、梱包の破損、缶のへこみ、規格外など）が含まれています。

フードバンクからの提供食品については、これらの状況をご理解いただいた上で、以下の事項を守ってご利用ください。

1. 受取時の確認

食品の受取時には、種類・数量・状態、賞味期限（消費期限）を確認してください。

2. 賞味期限（消費期限）の厳守

食品ごとに定められている賞味期限（消費期限）内に利用してください。

3. 転売・譲渡の禁止

食品の転売や支援対象者以外の第三者への譲渡はしないでください。

4. 適正保管

食品ごとに定められている保存方法に従って適正に保管してください。

5. 食品に関する問い合わせ

食品の品質不良や利用後の不具合等が生じた場合は、速やかに下記までご連絡ください。

その他、食品に関して何かお気づきの点があれば、下記までお問い合わせください。

直接、食品メーカー等に問い合わせすることは、ご遠慮ください。

【問合せ先】 フードバンク●●（電話：●●●●●●）

4. 衛生管理マニュアル・衛生管理点検表

【衛生管理マニュアル】

1. 食品保管施設の清掃
2. 冷蔵庫・冷凍庫等の清掃
3. 冷蔵庫・冷凍庫等の点検
4. 配送車両等の点検・清掃
5. 食品の入庫管理
6. 食品の保存管理
7. 食品の出庫管理
8. 食品取扱者の健康管理・衛生管理
9. ネズミ・昆虫の防除
10. 廃棄物の適正管理
11. フードバンク衛生管理者
12. 食品回収の対応
13. 食品苦情の対応

5. 食品の入庫管理

対 象	作 業 内 容	頻 度
常温食品	種類・数量、食品表示（期限、アレルギー）、容器・包装の状態、 外観（鮮度、異物等）を点検すること。	入庫時
冷蔵食品	種類・数量、品温（表面温度）、食品表示（期限、アレルギー）、 容器・包装の状態、外観（鮮度、異物等）を点検すること。	入庫時
冷凍食品		入庫時

※納品書と入庫した食品を照合し検品する。

（表示例）

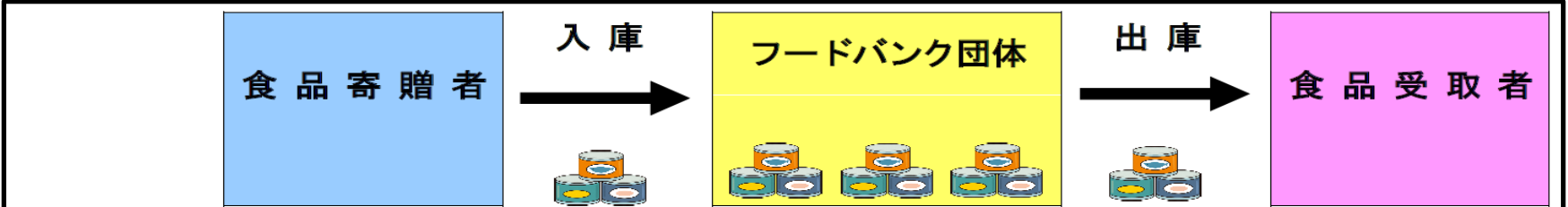
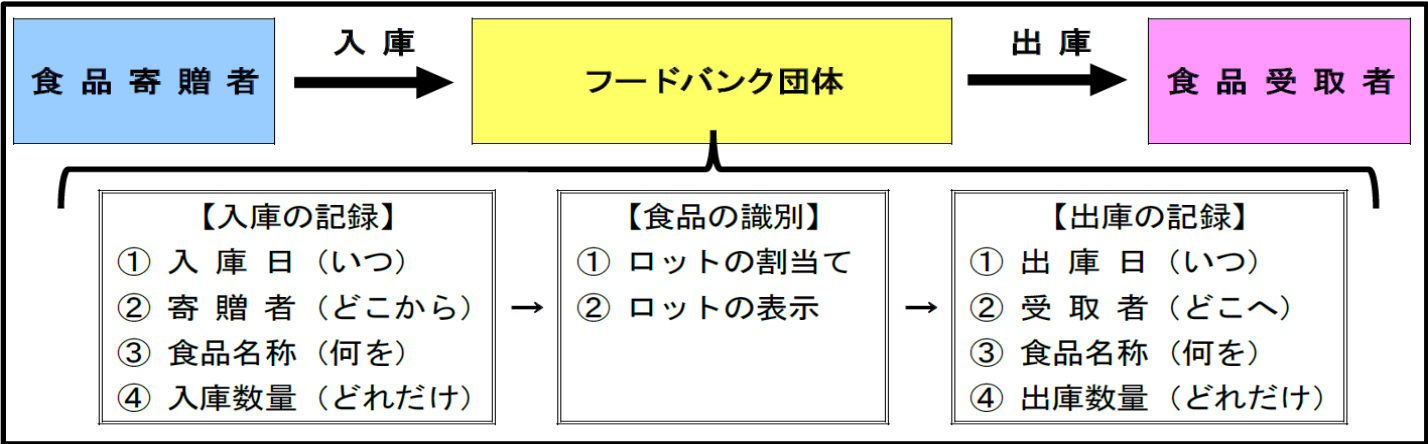
※点検の結果、不適合な食品を確認した場合は、返品するか、不適合理由
を記載したシールやタグを付けて、他の食品と区別して一時保管すること。

入庫不適合
[点検日] ○月○日
[理 由] 容器の破損
[措 置] 返品予定

（5）冷蔵庫・冷凍庫・食品保管室 温度記録表（2回／日）

		平成 年 月					
対 象	時 間	1 日	2 日	3 日	・ ・ ・ ・ ・	30 日	31 日
冷蔵庫①	09:00						
	16:00						
冷蔵庫②	09:00						
	16:00						
冷凍庫①	09:00						
	16:00						
食品保管室	09:00						
	16:00						
点 検 者							
備 考							

5. 食品トレーサビリティの導入と記録の保存



<記録例>

入 庫 情 報					識 別 情 報	出 庫 情 報		
入庫日	寄贈者	食品名称	数量 (個)	賞味期限	ロット番号	出庫日	受取者	数量 (個)
2017/04/01	×社	サバ缶詰	200	2018/12/31	20170401A	2017/04/10	A市福祉課	100
						2017/04/20	B福祉施設	100
2017/04/01	×社	サバ缶詰	400	2020/06/30	20170401B	2017/04/10	A市福祉課	50
						2017/04/20	B福祉施設	50
						2017/05/20	C子ども食堂	100

寄贈食品の活用事例①

<食品寄贈企業>

- ・ハンバーグ
- ・生鮮トマト
- ・冷凍ケーキ

<フードバンク団体>

NPO法人
フードバンク北九州
ライフアゲイン

<食品受取者>

子ども食堂
「尾倉っ子ホーム」

フードバンク活動の支援

福岡県リサイクル総合研究
事業化センター



寄贈食品の活用事例②

★受付再開★大雨による災害に関する支援物資の受付について (H29.7.18 18:00 現在)

支援物資の受付を一部再開します！

これまで支援物資の受付を休止しておりましたが、下記の物資について、受付を再開させていただきます。ご迷惑をおかけしますが、みなさまのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

必要な物資

- ・緑茶または麦茶 (500mlのペットボトル入り)
- ・スポーツ飲料 (500mlのペットボトル入り)

物資の受け入れ先

〒838-0061
福岡県朝倉市菩提寺21-4
甘木体育センター
(受付時間: 9時~17時) [地図](#)

物資受付担当

・朝倉市役所 介護サービス課
0946 (22) 1111 (内線: 230・510)

<フードバンク団体>

フードバンク北九州
フードバンク福岡

お茶・バナナ
スープ・菓子

<食品受取者>

朝倉市役所
(九州北部豪雨災害支援)

フードバンク活動のコーディネート

福岡県リサイクル総合研究事業化センター



食品ロス削減とフードバンク活動について

福岡県リサイクル総合研究事業化センターでは
フードバンク活動の普及促進に取り組んでいます！



福岡県リサイクル総合研究事業化センター（略称：リ総研）